

令和3年度第2回 新潟市子ども・子育て会議 会議概要

開催日時	令和4年3月28日（月）午後1時00分～3時00分
会 場	新潟市役所本館 6階 講堂
出席委員	市嶋委員、海津委員、川村委員、小池委員、郷委員、斎藤委員、佐藤委員、志賀委員、長谷川（雅）委員、平澤委員、平田委員、三浦委員、山岸委員 （出席13名、欠席6名）
事務局 関係課 出席者	こども未来部長、こども政策課長、こども家庭課長、児童相談所副所長、保育課長、地域教育推進課長、学校支援課副参事、教育総務課長 他 各課 担当者
傍聴者	なし
内 容	<p>【議事】</p> <p>（1）新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査結果（概要）について</p> <p>資料1-1</p> <p>○事務局より新潟市子ども・若者のいる世帯の生活状況等に関する調査結果について説明を行いました。</p> <p>○委員からは、次の意見・質問がありました。</p> <p>（三浦委員）</p> <p>6ページの③生活面や就業面の悩みや不安を周囲に話せず、1人で抱えている人がいる。同じ立場、ひとり親家庭などの人と話をしたい、繋がりたいという人がいる。その人が繋がりたい時に何か支援等につなげていただけるのかということをお聞きしたい。</p> <p>（事務局）</p> <p>今回、アンケートをさせていただいた中で、直接、そういったご相談に対応するようなどころについて、もちろんこういったお話があれば、相談にのっているかと思います。</p> <p>（事務局）</p> <p>こども家庭課の堀です。仮にこのようなご意見を直接、私どもがいただいた場合は、母子連を紹介させていただく。やはりそういったネットワークをお持ちですので、ご協力をいただけるというような状況だと認識しています。</p> <p>（三浦委員）</p> <p>ありがとうございます。安心しました。よろしく申し上げます。</p> <p>（佐藤委員）</p> <p>今の社会的雇用と関係しているのですが、資料1-1の一番最後、困りごとを相談しない理由というところで、一般家庭と児童扶養手当受給世帯の違いが、相談することに抵抗があるからとあります。相談する方法が分からないか</p>

らということです。これは、児童扶養手当の受給世帯が非常に多いのですけれども、これについてはどのように考えられているのでしょうか。

(事務局)

こども家庭課です。まさに、佐藤委員がおっしゃるとおりで、ここを何とか少なくしていくことが必要なのだろうと考えており、私どもとしては当然、できる限りの情報発信、こういった相談窓口がありますという周知に努めているところですが、実際、そういう方へは届いていないということは、こういったアンケート結果から伺えると思っています。本当にこの数パーセントを限りなくゼロに近づけるといったことをしていかなければいけないと改めて思ったところです。

(小池会長)

ありがとうございます。よろしいでしょうか。そのほか、お気づきの点などはありますでしょうか。

本当に、33.8 パーセントという数字ですけれども、たくさんの質問のところに対して、本当に多くの方が協力をしてくださったという印象は持っております。これから、このデータに基づいて次年度の計画策定ということになっていきますので、今の段階で、皆様お気づきの点がありましたら次年度に反映していくことができますので、ご意見をいただければと思います。

(市嶋委員)

今ほどの相談についてですけれども、私は民生委員もやらせていただいていますので、本来であれば、身近な民生委員などが、そういったことを相談できるような形がとればいいのですけれども、高齢者については月に1回訪問するような制度を社会福祉協議会で作っていただいています。

子育て世帯については、いろいろ個人情報のあることありまして、同じ町内に住んでいても実態がよく分からないという現実もあって、どこまで踏み込んだらいいのかということも正直難しいところです。

例えば、子どもの騒いでいる声や親が叱っている声が聞こえても、こちらから、「お子さんお元気ですね」くらいの方が聞かすらもできないという現実があるので、その辺のところは歯がゆいというのが現実です。何かいい方法があればと考えています。

(小池会長)

何か、事務局からありますか。よろしいですか。

(こども未来部長)

小柳です。今ほどのお話の場合ですと、声がよく聞こえるということであれば、区のこども児童福祉の方に話をしてもらって、もしそういったところで心配なことを区で掴んでいるのであれば、それに基づいて必要な対応をとってあげればよろしいのだと思います。

もし、それがないようであれば、情報共有する中で、その状況に応じて保護していくとか、そういう形で支援につなげるような形、役割分担を区の中でできればいいのかと思っています。

(小池会長)

ありがとうございます。こういう場で、具体的にこういうことができますということも共有できるといいかと思えます。

海津委員、医師会というか、歯科医師の立場から一言いただけますか。

(海津委員)

このアンケートにも、むし歯が多いとか必要な治療を受けさせていないということが分かります。これは、コロナの影響で受診控えということもありますし、やはり毎年健診など受けていても治療を受けていない子どもは多数で、これはコロナに関係なく、やはり受けていない方、子どもも多分、うまくこうやってコミュニケーションがとれなくて、なかなか歯医者や医療機関に受診できない環境ができていないかとは思っております。

これは、学校側でも当然、なるべく受診するようにと、保護者にはしますが、やはり学校側にも限界があるとお伺いします。そういったところも改善していければとは思っております。

(小池会長)

ありがとうございます。今のことについて、事務局からご意見か何かありますか。

(事務局)

ありがとうございます。医療機関にどれだけかけられるかということも影響してきているところだと思いますので、一緒に計画策定の中で見ていければと思います。

(小池会長)

そのほかに今、流れの中ででもいいですし、気付いたことでご意見をいただければありがたいです。いかがでしょうか。

(山岸委員)

地域教育コーディネーターの山岸です。お願いします。

アンケートの4ページ、経済的にできないことの中に、通常の学習塾に通わせるというところで46パーセント、それから8ページの、子どもの居場所の利用意向の中で、無料の学習の機会に行かせたいと思っている保護者が75から80パーセント。

そういうところと、実際私たちの地域では、無料の塾を中学生向けにやってみたり、小学生向けにやったりしているのですが、なかなか参加してくれる人数が少ない状況です。

コロナの影響もありました。その前からやっていて、七百何十人の子どもたちがいる中学生の中でも、2桁いくかいかないくらいの参加者で、なかなか厳しいと思っています。そういったところで、行政で少し信頼関係ができる手助けをしてもらえると、地域としてもこういったことをやっていけるのではないかと思っています。

そのあたり、無料の学習の機会について、なにかフォローアップを考えていただくことは可能でしょうか。または、何かこれから考えていることがあったら教えていただきたいです。

(事務局)

こども政策課です。実は、無料の学習塾というものを福祉部の所管で現在、8区中5区で実施して、全区から通えるような体制をとっております。そこに専任の先生、教員がいて無料の学習塾を開いています。

対象となるのが、生活保護世帯のお子さんとひとり親世帯のお子さんになります。限定されているので、通えないお子さんもいらっしゃるのですが、地域によっては、新潟市内で44か所の子ども食堂において、そこに大学生のボランティアで呼んで、無料の学習教室のようなものを開いているところもございます。

こういったことを広く周知して、行きたいお子さんが行けるような形になっていけばいいと思っております。

(事務局)

山岸さんのところは、地域活動補助金を使っていましたか。

(山岸委員)

使っています。

(事務局)

そういった補助金制度もありますので、西内野はずっと前から取り組んでいただいておりますが、そういった活用もしていただきながら、地域でもご協力をいただけるように、市民協働課に伝えておきます。

(山岸委員)

ありがとうございます。やはり、アンケート結果の希望と現実が乖離しているところが、どうするとこれは数字が近づいていって、必要な人に必要な手助けを地域ができるのかと思って、質問をさせていただきました。ありがとうございます。いろいろ工夫していきたいと思えます。

(平澤委員)

私立保育協会の平澤です。資料1-1の最後の12ページです。困りごとを相談しない理由で、先ほど、佐藤先生をはじめ委員の皆さんからもご意見が出ておりますが、一番下のさらに、というところが少し気になりまして、相談しても解決しないと思うというのが、一般世帯、児童扶養手当受給世帯ともに同じパーセンテージで回答している。

このように思うところについて、子どもを持っている人に対しては本当に何らかの重点的な対策が必要だと思います。

こういった方に関しては、私もこれがいいという具体的な対策は分かりませんが、何か一度体験して、やはり相談すればこういうふうの前に動くのだとか、そういったことを一度でも経験すれば、また次の思いといいますか、捉え方が変わってきょうかと思えます。

何とかこういった方に関わることができるチャンスが持てるような工夫というものをぜひ、重点的に取り組んでほしいと思えます。

繰り返しになりますが、ともに約40パーセントは気になるところでございます。ぜひこの点に関しては重点的な取組をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

(小池会長)

ありがとうございます。何かご意見ありますか。

(こども未来部長)

確かによく言われることは、行政の情報が届いていないということで、我々も、昨年からLINEでの情報発信を開始したり、1月から母子モという子育て応援アプリをリニューアルしたりということで、ご利用いただきやすいような媒体を使って情報の発信に努めております。

また、制度も年々着実に、国も市も含めて充実をしておりますので、まずは相談に来ていただく。行ってみようかと思っただけでいただくことが非常に大切だと思いますので、皆様からも勧めていただくことももちろんですが、私達も情報発信、窓口の対応などについては充実していきたいと考えております。

(小池会長)

ありがとうございました。山岸委員、そして平澤委員ありがとうございました。

両方とも、やはり学習の場も、行政がやっておられる場と、市民活動として、山岸委員だけでやっておられる場と、両方あることでまた有効な取組みになってくると思います。

相談しても解決しないという人たちにどうアプローチしていくのかということについても、どのような立場の人たちがアプローチしていくことが、その人にとってより有効に働いていくのかという観点。

さらに、相談に来られた方たちをやはり、先ほどの平澤委員ではないですが、相談してよかったと思えるような経験をどれだけ地域全体で積み重ねることができるかという、地道ではあるのですが、そこから丁寧にやっていく必要があるのではないかと、今のお二人のご意見を聞かせていただきながら感じたところです。

ぜひ、地道な活動を計画に盛り込むことはなかなか難しいところではあるのですが、着実に展開していけるようお願いできればと思います

(2) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容等について

資料2-1、資料2-2

○事務局より新型コロナウイルス感染拡大に伴い生じた対応及び業務内容について説明を行いました。

○委員からは、主に次の意見・質問がありました。

(佐藤委員)

ありがとうございます。冒頭、小池会長がこういう会議ができるようになったとおっしゃったのですが状況は変わってなくて、今日は会議もやってしまおうという感じで始めているような印象があり、感染状況はちっともよくなっていないです。ただ、オミクロンが非常にこういう状況ですので、何とかでき

るような形になってきているのだと思います。

これは形だけ言わせてもらいますが、今の資料 2-2 の No.8、保育士等待遇改善については、これは国の処遇改善については、病児保育等の保育室は対象になっていないので、ここはぜひ今後も検討をお願いしたいと国には申し上げているところです。

それから、これは実は今日の会議が始まる前に、課長と相談してから話そうと思ったのですが、資料 2-1 の病児保育、No.23 から No.26 のところで、No.24 の病児保育の預かりに関して、基本的には休園中の病児は預からない体制でと理解していたのですが、国から通知が 3 月 22 日に出て、その前の通達では病児保育事業の条例について保たれるものではありませんが、当該子どもが利用する保育所等において、新型コロナウイルス感染症の感染者がいる場合などについては、前は、新型コロナ感染症の感染拡大防止のために臨時休園を実施している場合等については、感染の状況や受診した医師の診断を参考に利用の可否について慎重に判断することという Q & A があったのですが、今は休園中の園児は病児保育でも預からなくていいというような話だったので、この資料の No.24 もそれを前提に多分書かれていると思うのですが、No.25 でしょうか。書かれていると思うのですが、3 月 22 日に出た保育園に関する Q & A については、この休園情報を医師の、感染拡大の臨時休園を実施している場合等についてはというのは除かれています。

新型コロナウイルス感染症の感染者がいる場合については、感染の状況などを参考に病後管理について慎重に判断していただくようお願いしますと。

全く、臨時休園を実施している場合を除いて書かれているので、一応国に確認したら、これは医師の判断で行ってもいいということで、休園をしている園の子どもでも、医師が預かれると判断した場合には病児保育で預かってかまわないという考え方に変わってきている。これを各施設が判断しろということはなかなか難しいので、現状の市の態度としては、やはり休園しているところはまだ預からないでいいということでよろしいかどうか。

(事務局)

今の点について、まだこちらも承知していなかった部分があるのですが、大きく状況が変化しているとは、私どもも思っていません。

基本は、従来の流れを見つつ、その状況をもう 1 回整理したうえで判断したいと思いますが、基本的には今の流れの中で判断して、変わるようでしたら、またご相談しながら進めていきたいと思います。

(佐藤委員)

全体の流れとしては、とにかく社会を止めないという方向にきているので、その中で保育園、学校も休園、休校にしないで、なるべくスポットをあてて、どこかのクラスだけ休ませる。

学校で、そのクラスだけを休ませるという対応をしていることもあって、ずっと感染は続いています、幸い重症例はそんなに出ていません。今日も朝 16 人診断しているので、かなり感染自体収束に向かっているのではないので、そのうえで学校、園生活をやらせている格好になりますので、この形でいくしかない

のかと思うのですが、ぜひご協力をよろしくお願いします。

(小池会長)

ありがとうございます。感染状況が落ち着いていないということも重々承知のうえですが、本当に一方で社会を止めないということも、そろそろ本当に子どもたちのことが心配になってきている段階でもあるので、そういうところもあるかと思っています。

貴重な新しい情報をありがとうございます。

そのほか、ご意見いかがでしょうか。お気づきの点等がありましたら、よろしいでしょうか。

また、令和3年度、本当に長期化してくる中で、きめ細やかな対応をしてくださっていることを本当に、新潟市全体、そして現場におられる皆さんが本当にこれだけのことをしてくださっているのだということを改めて感じさせていただく資料でした。ありがとうございます。

もし、また皆さんで何かご意見等がございましたら、のちほど伺えればと思います。

(3) 令和4年度子ども未来部の主な取り組みについて

資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4

○事務局より令和4年度子ども未来部の主な取り組みについて説明を行いました。

○委員からは、主に次の意見・質問がありました。

(川村委員)

新潟市社会協議会の川村と申します。いろいろな、新しい事業ということで、資料3-1のひとり親家庭のところで、重点、養育費履行確保事業ということで、離婚に対して調停の費用や離婚をしたのだけれどもいろいろなことを取り決めるための公の書類を作りたいという方はやはりいらっしやると思います。

しかし、費用がかかってしまうということで、断念していた方も多くいらっしやると思うのですが、今回はこういうところに予算をつけていただいたというのは、やはりその後のお母さんたちの安心にととてもつながるのではないかと思います、私はとてもありがたいと思って見させていただきました。

その他のことで、妊娠・子育てほっとステーションの支援強化ということで、資料3-2の、真ん中になりますが、困難事例の相談支援強化というものがあって、各区のほっとステーションで子育て関連機関を加えて検討会等を実施ということで書いてあるのですが、これは個別のケースに対してどのような支援をしていくかというようなケース検討会みたいなことをイメージしているのか、どのような検討会なのかをお聞きしたいと思いました。

その下の保育コンシェルジュの開始ということで、利用者支援専門員の方が就かれるということですが、区役所に家庭児童相談員がいらっしやるのですが、その方との位置付けというか、一緒に連携しながらやっていく。主に保育コンシェルジュの方というのは、就学前のお子さんやご家庭を対象に対応

する方なのかとか、どのようなかたちで相談していけばいいのかということをお教えいただきたいと思えます。

(小池会長)

ありがとうございます。事務局からお願いします。

(事務局)

こども家庭課でございます。養育費の履行確保事業につきましては、私どもも長年、ここ数年検討を進めてまいりまして、ようやく形になりました。

ぜひ、多くの方から利用していただけるように、周知に努めていきたいと考えております。

2点目の、妊娠・子育てほっとステーションの支援強化の部分でございます。基本的には、各区で設置しておりますほっとステーションを核として、地域一丸となって子育て支援に取り組んでいこうということが大きな目標、ねらいでございます。

その足がかりということで、こういった会議体を考えておりますけれども、具体的な中身については各区、参加メンバーは産科医の先生ですとか、あるいは民間の子育て支援団体の方ですとかを想定しています。ただ、区によってはメンバーの数や、内容というものが異なるものですから、具体的な会議の中身については基本的には各区にお任せしようかと考えております。

現時点で、しっかりと決まったものはございませんが、委員のおっしゃられたような個別のケースの検討というものを当然、想定しているところでございます。

(事務局)

保育課です。基本的に保育コンシェルジュは、保育園等の入園相談がメインになることを想定はしているのですが、今回は一応専門職ということで、保育士経験者や子育て支援の経験者ということで配置いたします。

やはりそういった経験を踏まえ相談者が、要支援の方かどうかということころも、こういった専門家で早めにキャッチできるチャンネルが増えるのではないかと期待しております。そういったところをまた踏まえて、子ども家庭支援員等と連携しながら情報を密に扱っていくということ、今のところイメージしております。

(小池会長)

ありがとうございます。そのほか、ご質問等がありますか。

(三浦委員)

三浦です。先ほど川村さんがおっしゃってくださったひとり親の養育費の、こちら素晴らしいものですが、堀課長がおっしゃっていただいたように、周知というものがものすごく大事だと思っております。

よい制度があっても周知をされていないということで、けっこう離婚前も苦しんでいる方がたくさんいらっしゃるし、離婚をした後もいろいろなことを皆さんは知らなさ過ぎて、すごく苦しんで子育てもままならない方はたくさんいらっしゃる。

なるべく事前提供会という形ができるかどうかは分からないのですけれど

も、結婚の仕方は大体分かりますけれども、離婚の仕方って本当に分からないので、そういうことももう少し勉強会というか、楽に生きられるようにしていけたらいいと思っています。

(小池会長)

ありがとうございます。

(事務局)

周知の部分につきまして、やはり伝えるべき人に伝わる必要はある。この事業につきましては、やはりピンポイントという用語弊があるかもしれませんが、離婚を考えていらっしゃる方、離婚届を取りに来られる方に、その窓口、あるいは離婚届を出すときの窓口についてもこういった制度を周知してまいります。

それこそ三浦さんの所属される市の母子連、県の母子連といった方々、団体にもご協力をいただきながら、広くすべての市民の方に伝えることはもちろんですけれども、本当に必要とされる方に届くように、様々なチャンネルを通じて周知に努めてまいりたいということですので、何卒ご協力を賜りたいと思っております。

(小池会長)

ありがとうございます。そのほか、お気づきの点等ありますか。

(平田委員)

今の関連の話ですけれども、よく結婚するときに、結婚情報誌みたいなものがありますが、新潟市で離婚情報誌みたいなものを作ることはできないかと。

離婚に関する様々な情報がある程度1冊にまとめるみたいな、今お話をお聞きしていて、結局必要な方に情報が回っていない、わたっていないということになると、当然1冊、これを勉強してくださいというふうな形でお渡しすることを考えていただけたらと思いました。

すみません。ふざけているようですが、提案です。

(事務局)

素晴らしいアイデアをいただきましてありがとうございます。情報誌まではいかないのですけれども、新年度から離婚を考えている人向けに、表裏のリーフレットをお渡ししていきたいと考えています。

例えば養育費というものをしっかり取決めをしなければいけませんとか、離婚前の方々に向けたリーフレットを作成しておりまして、作って終わりではなく、それをどうやって届けていくかということが一番大事ですけれども、今はそういった試みなども考えているところでございます。

雑誌まではいかなく、申し訳ありません。

(佐藤委員)

ヤングケアラーのことです。とても医療に近い部分で、実は私たちは全く情報を持っていなくて、もしかしたら在宅医療をやっている先生は現場にいて、知っていらっしゃるかもしれないのですが、残念ながら医師会の中でもあまりこういう話題が出ていないのが現状です。

先日、幼稚園等でもこの話題が出て、新潟市はほかのところに比べて非常に

認知度が高くて、よく行政でも考えられているということで感心したところで
す。

一方、学校などでアンケートを取ると、学校は知ってはいるのですけれども、
では学校にどれだけヤングケアラーがいるのかということは把握していない
ので、非常に少ないパーセントだと記憶しています。

どうしてなのかと思ったのですけれども、長谷川先生、小学校ではどうでし
ょうか。小学校の方の意見も聞きたいと思ったものですから、ぜひその情報が
あったらお願いします。

(小池会長)

ありがとうございます。今日は、長谷川委員は欠席ですので、教育委員会の
関係で何かありますか。

(事務局)

教育委員会の先生ともいろいろ相談をされていて、やはり学校現場で見つけ
て、それを支援につなげるということが大切だということで、打ち合わせは何
度かしているところです。

今、学校では家庭訪問もしていないという状況の中で、なかなかヤングケア
ラーの子どもを見つけるということが難しいということですが、ただ、
そのように感じられる場合は、福祉部と連携をしながら進めていきたいと思います
ということで動いておりますので、もう少しマニュアル等を作成して、準備が整
った段階でまた進めていきたいと思っております。

(小池会長)

ありがとうございます。長谷川委員、PTAで保護者の立場となるかもしれ
ませんが、お願いします。もし、感じ取られることがあれば言っていただけま
すか。

(長谷川(雅)委員)

正直、子どもも保護者の中で支援をする中で、なかなか家庭というのはプラ
イベートの部分まで踏み込むことはできないので、子どもが友達の家遊びに
行ってこうだという情報を聞くくらいのものでした。

保護者としても、こんな家庭だ、こういう家だということはなかなか、今は
感じるものが少なくなりましたよね。そういう意味でも、先生も家庭の事情と
いうものも把握していただけなくなっている。そういうふう感じておりま
す。

やはり表に、学校の生活の中で薄々感じているけれども、はっきりなかなか
言えない状況ということもあると思って、そんな感じに思っています。

(小池会長)

ありがとうございます。なかなか、把握しづらい課題と感じました。

(郷委員)

新潟市青少年育成協議会の郷です。私もこのヤングケアラーの早期発見、把
握というところが、先ほど民生委員の市嶋委員からもお話があったように、な
かなか子どものいる家庭で、問題がないと入っていけないということ

何人かの方とこの件をお話ししたときに、小さい子を乳母車に乗せて、小学

生がお買い物に行く姿があっても、それがヤングケアラーなのかお手伝いなのか、本人がどう自覚しているのかと分からないので、地域の方は危なくないように見守りはしますけれども、それが通報とか支援とかには具体的になかなかつながらない。

ここにヤングケアラー支援マニュアルの作成検討となっているのですが、先ほどの離婚のパンフレットという話もありましたが、ヤングケアラーの定義とか支援の、地域の自治会長や子どもたちの育成に関わっている地域の方にも分かりやすく発信していただくと、視点がもう少し子どもよりになっていくのではないかと感じています。

(小池会長)

ありがとうございます。

(斎藤委員)

新潟市私立幼稚園・認定こども園協会の斎藤でございます。少し似たようなことですが、うちの園というわけではないのですが、基本的に保護者の方が、例えば預かり保育が少し遅くなりました、お迎えですということになる場合、たまに中学生のお兄ちゃんがお迎えに行く、小学校6年生のお兄ちゃん、あとは4年生が迎えに来る場合もあります。

基本的に保護者ですが、そういった事例というものも存在していて、それがやはり衝撃的ということも、ほかの園から聞いています。

それが、果たしてヤングケアラーなのか、それともたまたまそういった事情なのか。あと、同じようなものですが、そのお兄ちゃん、お姉ちゃんが子どもたちを連れて、お買い物に行っているという姿がよく見られる状況になった。

それが、果たして社会勉強なのか、それとも本当にそういう状況でヤングケアラーになっているのかということも、我々も判別できないし、おそらく地域の方も判別できないという状況にあるのですよね。そのときに、例えばそういう事象がもし、うちの園ですとか近隣のお仲間であったときに、それを我々が踏み込むということが、まず不可能であるということ。

あと、我々もヤングケアラーの実態はどういうものなのか。ひょっとすると、今の事象というのはヤングケアラーに値するのかということ自体分からないのです。

ヤングケアラーの実態がどうなっているのかということがあるので、もし連携することになるのであれば、実態的にどうなっているかという情報というものも、我々幼稚園、例えば保育園の方もそうですけれども、いただくと早期発見につながることもできるのではないかと思います。

(小池会長)

ありがとうございます。

(事務局)

まさに、ヤングケアラーとはという部分を皆さんが知っていただくこと。我々もそうですけれども、皆さんが知っていただくことが支援にいち早くつながると考えております。

今、イラストで分かりやすくヤングケアラーとは、というものを示しております。そして、こちらも出張してヤングケアラーの説明をするときに使えるようなDVDも購入いたしましたので、そういったものを公開できるような機会を今後も作っていきたいと思います。

なるべく多くの人たちにヤングケアラーのことを知っていただいて、そしてそれを区役所の窓口にご相談していただいて、そこから支援につなげられるような流れができればいいと思っております。いろいろとありがとうございます。

(山岸委員)

山岸です。一番苦しんでいるのは本人たちで、周りが気づくことはとても大切で声をかけることも大事ですけれども、本当に子どもたちは声も出しづらいし、ヤングケアラーなのかどうか本人も分からない。

そういったところで、子どもたちにも直接、何かきっかけで啓発してもらえそうな、自分ってこういう立場で支援を受けていいのだ、こういうふうに大人は手伝ってくれるということを知ってもらえる機会が必要なのかと思っております。

子どもたちの大事な心や体の成長の時期にすごく負担をかけて、なおかつ、やはり家族のことだから言えないし、頼れないし困っているけれども、困ったことも感じられない状況が起こると思うのです。

ですから、まわりの人も大事ですけれども、何かの機会でも子どもたち自身にも相談してもいいのだよということも言っていただく機会を作ってもらえたらありがたいと思いました。

(小池会長)

ありがとうございます。ご意見として伺っておきたいと思っております。

(4) 新潟市子ども条例について

資料4-1、資料4-2

○事務局より新潟市子ども条例について説明を行いました。

○委員からは、主に次の意見・質問がありました。

(長谷川(雅)委員)

子ども条例の説明をいただきましたが、すごく素晴らしい条例だと感じました。子どもが自分に合ったペースで生活をするというと、うちの子どもは寝ぼすけなので、いつまでも寝ているので心配することがありますけれども、それでも全体的に子どもの権利を尊重する素晴らしい内容と思っております。

1点だけお聞きしたいのですけれども、この中で今後の施策として、子どもの権利推進委員会という組織が立ち上がるようですけれども、これは、新潟市の中で子ども政策を担っている子ども・子育て会議と、子どもの権利推進委員会とのリンクというか、連携などはどのようにやっていくおつもりなのか、それをお聞かせいただければと思います。

(事務局)

ありがとうございます。おっしゃられるとおり、子どもの権利推進委員会に関しましては、この子ども・子育て会議の皆様のような専門的な、それぞれのフィールドでご活躍されている皆様のご意見といった形もいただかなければならないと思っておりますので、子どもの権利推進委員会の委員に関しましてもいろいろとご相談をさせていただく場合があると考えています。

さらに、子ども・子育て会議も、このあと来年度の動きということで、開催回数が多いのですけれども、その中でもこの子どもの権利推進の状況、周知啓発も含めまして、取組みの状況なども情報共有を図っていきたいと考えております。

(小池会長)

ありがとうございました。

(志賀委員)

志賀です。子どもの権利と書いてあるのですけれども、これはやはり18歳、高校生と書いてあるのですけれども、成人年齢が18歳になるということで、その間にいる17、18の高校生の方々のフォローですとか、子どもという言葉を聞くと、どうしても義務教育の中学生までというイメージが強いので、高校生もきちんとフォローされるのであればありがたいと思います。

また、親御さんは経済的な支援を受けられるということは分かっているのですけれども、子どもは大きくなって、自分が高校生になったときに、うちはお金がないから進学を諦めようとか。

お母さんや親御さんは分かっているけれども、子ども自身が引け目を感じるということもおそらくあるのではないかと、実際に娘の同級生でも話を聞くので、その辺のフォローもしっかりできるようなシステムになってほしいと思います。

(小池会長)

ありがとうございました。

(事務局)

おっしゃられるとおり、成人年齢が引き下げになりまして、18歳未満が子どもという対象になりますので、当然高校生も対象になります。

定義上は、子どもは18歳未満のすべての者、その他これらと等しく権利を認めることが適当と認められる者ということで、高校3年生になって18歳になったあとも、当然それは対象になります。

後段におっしゃられたような、やはり親の経済的な状況とか学ぶ権利が認められていたとしても、なかなかそれが様々な事情によって実現できないというようなケースもあろうかと思えます。

大学進学に際しては、様々な奨学金とかそういった支援制度もある状況ではありますので、そういったものとの情報共有、情報提供も含めてこういった子どもの権利の部分を実現できない場合に、支援制度があるといったあたりも、確かに周知していく必要があるかと思えました。ありがとうございました。

(小池会長)

ありがとうございます。

(平田委員)

子どもにあまり関係していない場合が多いので、非常に感心しながら、いろいろな立場の皆様のお話をお聞きしていたのですが、一応、権利の主体である子どもに向けた周知というところで、どのようなかたちで学校経由の周知をするのか、お聞かせください。

全体的に、私たちが本当にたくさんの市の皆様から様々なケアを受けていることに本当に感謝している状態ですが、意外と知らないこと、周知されないと思うことなどがたくさんあるのではないかと思います。

いろいろな媒体であったり、いろいろな形で周知していかれていることは承知しましたが、場合によってはやはりポスターだとか目に触れやすい、全体がすぐ見えるようなものはどうなのだろうと思いつつ、時代に合わないのかとも思ったりしていました。周知の仕方というものが、どのような形で行われるのかと思いましたので、そのあたりだけお聞きできればと思います。

(事務局)

ありがとうございます。まず、子どもたちへの周知に関しましては、具体的にいきますと、パンフレットのようなものを作って、学校経由で周知をしていくということが基本路線になると思います。

調整中ではありますけれども、学校ごとに生徒会というグループがおありになると思うのですけれども、そういった方々に中心になってもらって、子ども条例について考えてもらう機会を作ろうとか、そういったアイディアで、学校側と一緒に相談させていただいている状況です。

もちろん、おっしゃられるとおり、パンフレットのほかにポスターなども作って、目につくような形をやることはもちろんですし、他の周知の手法としては、子育て応援アプリですとかLINEというようなツールもございますので、そういったもので様々なアプローチを使いながら、子ども条例をできるだけ自分ごととして捉えてもらえるよう、工夫をしていきたいと考えています。

(小池会長)

ありがとうございます。おそらく、子どもの権利条例の中身も令和4年度から本当に本格的に動いていく中で、皆さんきっとこれからお気づきになってくることがあるかと思いますので、また適宜市にご意見を寄せていただければありがたいと思います。引き続きよろしく願いいたします。

(5) 令和4年度新潟市子ども・子育て会議の予定について

資料5

○事務局より令和4年度新潟市子ども・子育て会議の予定について説明を行いました。

○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。

【報告事項】

(1) 幼保部会の開催報告等について

報告資料1 報告資料2

○事務局より幼保部会の開催報告等について説明を行いました。

○委員からは、特に意見・質問はありませんでした。